

発 財 第 2 7 3 号

平成22年11月4日

教育長

各部・局長

各課・所長

様

市 長

平成23年度予算編成方針について（通知）

標記の件について、別添のとおり通知します。

# 平成 2 3 年度 予算編成方針

平成 22 年 11 月 2 日  
企画審議会決定

## 第 1 国の予算等

国においては、平成 23 年度政府予算の概算要求が、平成 23 年度予算の概算要求組替え基準（平成 22 年 7 月 27 日閣議決定）に基づき 8 月末日までに各省庁からなされました。

要求基準の特徴は、

- ・ 元気な日本復活特別枠を設定し、政策コンテストによる予算配分
- ・ 要求大臣の前に査定大臣で
- ・ 財政健全化のため、国債発行上限は約 44 兆円
- ・ 地方交付税交付金等の合計額は、財政運営戦略（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）に定める中期財政フレームとの整合に留意する。（平成 23 年度から平成 25 年度期間中、平成 22 年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。）

といったもので、新規分野への予算の組替え、累増する公債残高への懸念、地方財政への配慮などが挙げられます。地方交付税は前年度対比 0.2%減、臨時財政対策債は 2.8%減となっています。

地域主権改革では、その目指す国のかたちとして、地域主権戦略大綱（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）において、「住民により身近な基礎自治体を重視し、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うもの」と位置付け、「地方公共団体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていく」こととされており、基礎自治体への期待と責任は今後も高まっていく方向にあります。

## 第 2 予算編成の基本的な考え方

人口減少、少子高齢化、中心市街地の衰退、雇用・経済環境の悪化、厳しい財政状況など本市は多くの課題を抱えています。推計では、本市の人口が平成 47 年には約 3 万 9,000 人に落ち込むと見込まれています。

現状を打開するためには未来を展望した施策への積極的な取り組みが不可欠です。

「くらしを元気に、若者に夢を」。

若者が夢を持ち定住したくなるようなまちづくりを進めていかなければなりません。

そして、本市の抱える課題を解決するための施策を展開していく必要があります。現在、倉吉市の将来ビジョン（第11次総合計画）の策定を進めていますが、次のような点を重点課題と考えています。

- (1) 若者の働く場の確保と産業振興
- (2) 子育ての支援
- (3) 安全・安心のまちづくり

一方、これらの課題に対応する市財政は厳しい状況にあります。平成21年度決算における経常収支比率97.6%は県内で最も高く、実質公債費比率20.0%は18%を超えるため地方債許可団体となっています。基金は財政調整基金と減債基金の合計額が平成21年度末で9億円程度となっています。これらの財政指標に対しては、経常収支比率95%未満、実質公債費比率18%未満、財政調整基金と減債基金の基金残高は合計額20億円を、当面の中期的な目標として財政運営を行うものです。

本市の重要施策を実施しつつ財政の健全化を図るためには、既存事業の見直しにより、既にその目的を達した事業は廃止し、重要施策など新たな分野に予算を再配分することが求められます。

これらを踏まえ、予算要求に当たっては特に下記に留意してください。

- (1) 前例踏襲によらず、常に新しい視点と先見性を持つこと
- (2) コスト意識を持って、徹底的に無駄を排除すること
- (3) 重要施策への的確な対応
- (4) 市民・各種団体・議会などからの意見・施策提案への配慮
- (5) 各部局横断的事業に係る手法の検討
- (6) 新たな財源確保並びに様々な助成制度の活用

なお、施策の必要性について別途事業の点検を実施することとしており、その結果を参考に予算編成を行う予定にしています。

また、現在、市民に親しまれ、信頼されるとともに、明るい職場づくりを推進するため、「倉吉市役所改革推進本部」を設置し、庁風改革を進めています。職員が能力を発揮するためにはプラス思考であることが大切です。生き活きとどんどん仕事をし、市民のみなさまに喜んでいただける市役所にするよう一人ひとりが心がけて下さい。

教育長

各部・局長 様

各課・所長

総務部長

### 平成23年度予算編成留意事項について（通知）

平成23年度予算については、下記事項に十分留意のうえ予算要求を行ってください。

#### 1 一般事項

- (1) 部局内、部局間でよく調整した上で予算要求を行うこと。その際、事業の目的妥当性・有効性・効率性等を充分考慮すること。
- (2) 廃止・減額を決定した事業については、関係諸団体に早急に連絡をすること。（関係諸団体においても予算を組まなければならない。）
- (3) 国・県の予算、地方財政計画等が決定していないので、原則として現行行財政制度に基づき、年間予算を編成するものとする。
- (4) 歳入については、合理的な財源の確保を図り、歳出においては財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、併せて受益者負担の原則に基づき、行政コスト等を考慮し節度ある財政運営を堅持すること。
- (5) 予算の補正は、制度改正を伴うもの及び災害関係経費等、真にやむをえないものについてのみ行うものとする。

#### 2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、経済の動向を十分勘案するとともに、現行制度及び現況の所得状況を見極め、確実な年間収入見込額を計上し、税負担の公平を期するため、課税客体の把握に遺漏なきよう留意し収納率の向上に最善の努力を払うこと。
- (2) 分担金・負担金については、事業の性格及び実施規模並びに受益の限度等を十分検討して確実な見込額を計上すること。
- (3) 使用料・手数料は、適正単価を再検討のうえ、過去の実績を踏まえて確実な見込額を計上すること。
- (4) 国・県支出金については、現行制度、施策等事業ごとの補助制度を十分研究し、地方負担に影響するような事業費補助金を安易に受けないこと。また交付基準に基づき超過負担とならないよう積算等に十分留意して確実に計上すること。
- (5) 財産収入については、財産の現況を的確に把握し効率的な活用に努めると共に、周到な処分計画に基づき算定すること。
- (6) 諸収入については、前年度実績を検討し確実な見込額を計上すること。
- (7) 市債については、国の地方債計画・許可方針・課長内かん及び充当率等を十分検討し、的確な見込額を計上すること。
- (8) 各科目を通じて過大見積もりを避け、不確実な財源を計上しないこと。

### 3 歳出に関する事項

- (1) 厳しい財政状況の中、平成22年度の水準以上の事務・事業の実施が困難なことを充分考慮に入れ、特別な理由がないかぎり、平成22年度査定額の単価・数量を増加させないこと。
- (2) 人件費については、平成22年11月1日現在の現員・現給を基準として算出すること。
- (3) 賃金については、業務別、年間所要人員を職員課に報告するものとし、十分協議して計上すること。特に年度中途の増員は、原則として認めないこと。  
また、事務の合理化、部・課内の協力体制の確立を図る等、内部努力し安易に臨時職員等の雇用をしないこと。
- (4) 旅費については、各種団体が行う総会・研修会等への単なる参加はさけ行政効果を十分考慮のうえ計上すること。
- (5) 需用費については、下記の措置を創意と工夫をもって行うこと。
  - ア 各種消耗品は、使用節減の方策を樹立するとともに、文具等は、手持ち物品の使用に努め、公私の別を明らかにすること。
  - イ 情報の収集についてはインターネットを積極的に利用し、利用頻度の少ない書籍は購読を中止すること。
  - ウ 電気、ガス、水道など光熱水費の使用抑制をはかること。
  - エ 各種会議については、極力会議時間の短縮に努め、資料及び昼食等を削減すること。
  - オ 市民周知には、「市報」の掲載を広く取り入れるなど合理化を図り、印刷物の作成は真にやむを得ないものに限ること。
  - カ 会議終了後の懇親会等への出席者負担金の公費支出は認めないこと。
- (6) 義務的経費（扶助費・公債費・債務負担行為に係る経費）については、制度の改正と対象の実態を的確に把握し、年間所要額を計上すること。
- (7) 補助金及び交付金の増額は認めないこと。なお、少額な補助金及び目的を達成したと認められる団体補助金については、廃止すること。
- (8) その他
  - ア 会議等の参加負担金（内訳が不明確なもの）は、19節「負担金」に計上すること。
  - イ 公用車の点検修理等については、一括需用費・修繕料に計上すること。
  - ウ 電子複写機等の経費については、リースの場合は、機械借上代及びパフォーマンス契約料を一括使用料及び賃借料・機械借上料へ、買取の場合の保守点検料は、役務費・手数料に計上すること。
  - エ 賞品等で謝意・奨励・表彰の意味合いの強い経費は、報償費に計上すること。
  - オ 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料は、光熱水費に計上すること。

### 4 特別会計に関する事項

独立採算を原則とすることとし、その他は、前記のとおりとする。

### 5 予算要求の積算について

- (1) 積算基礎・根拠法令等を明記するとともに、工事については、概算設計書を添付す

ること。

(2) 資料は課ごとに取りまとめた上、PDF化してメールにて提出するとともに、要求書にその要点・算出基礎を簡潔に記載し、要求書のみによっても事業の内容が明らかになるよう配慮すること。

(3) 消費税等については、税込額で積算すること。

(4) 予算の見積りは、別途通知する「平成23年度予算単価表」によるほか、法令、条例に定める額または、平成22年度の実施単価等を勘案し、合理的な積算をすること。

## 6 予算要求の入力等について

(1) 入力期限 平成22年12月10日（金）（期限厳守のこと。）

(2) 予算編成の日程

- ・ヒアリング 平成22年12月下旬から平成23年1月中旬（予定）  
（担当課による説明は、平成23年度新規事業及び平成22年度と比べて大きく変更のあった事業を中心に行うこと。）
- ・財政課長査定 平成23年1月中旬（予定）
- ・総務部長査定 平成23年1月下旬（予定）
- ・市長査定 平成23年2月上旬（予定）

(3) 「算出根拠等」に入力する新規の項目については行の先頭に「【新規】」と記入のこと。

## 7 予算編成過程の公開

予算編成過程を市のホームページ上で公開する取組みについて、本年度も予算要求の段階から公開を行う。

## 8 新財務会計システムに係る注意事項

(1) 入力期間 平成22年11月4日（木）～12月10日（金）

新規予算科目の設定については、課ごとに取りまとめの上、12月3日（金）までに報告のこと。報告様式は「新規予算科目設定報告様式」によること。

なお、入力内容は部課長と十分に協議した内容とし、入力期間終了後の訂正は極力控えること。

(2) 事業概要、事業目的については必ず入力すること（予算編成中、事業概要登録にて入力のこと）。また充当については、前年充当を参考に入力のこと。

(3) 平成22年度当初で入力の科目については短縮コード入力を、新規科目については科目コード入力で行うこと。